緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続・改善を求める意見書

長引く不況のもとで、雇用・生活不安が拡大している。さらに、連続して年金・医療・介護等の社会保障制度の給付削減と負担増によって、「生活が苦しい」と感じている人が急増している。

こうした中で、失業者の就労対策事業として、政府は平成１１年から３年間、緊急地域雇用特別交付金制度を実施した。その後も地方自治体の要請もあり、国の配慮により、平成１４年から平成１７年３月まで緊急地域雇用創出特別交付金制度が継続されている。この交付金は、確実に実績をあげ、失業者のつなぎ就労として大きな役割を果たしている。

しかし、平成１７年３月に終了した後の対応策について、政府は明確な方向を示していない。政府においては、失業者への就労対策事業としてこの交付金制度が継続して実施されるよう、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

１　現在実施している緊急地域雇用創出特別交付金制度を、平成１７年度以降も継続して実施すること

２　継続に当たっては、失業者の就労に役立つよう、実施要項や運用方法等、実施主体である地方自治体が運用しやすいよう改善すること

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成１６年6月１０日

広島県海田町議会

衆議院議長　　河 野 洋 平　様
参議院議長　　倉 田 寛 之　様
内閣総理大臣　小 泉 純一郎　様
財務大臣　　谷 垣 禎 一　様
厚生労働大臣　河 村 建 夫　様
総務大臣　　麻 生 太 郎　様